

## 山形大学紀要（人文科学）投稿規程

### 1. 名称及び発行

「山形大学紀要(人文科学)」[Bulletin of Yamagata University(Humanities)] と称し、毎年 1 回、2 月に図書館ホームページを通じて電子版で発行する。4 号分をもって 1 巻とし、1 巻毎に冊子体で保存版を発行する。

### 2. 投稿資格

山形大学紀要(人文科学)へ投稿できる者は、原則として、本学教職員に限る。ただし、次のいずれかに該当する場合には投稿を認めることがある。

- (1) 本学に相当年数勤務し、退職した元専任教員
- (2) 本学に相当年数勤務している非常勤講師
- (3) 本学の客員研究員
- (4) 本学教職員が相当の役割を担っている場合の共同研究において、共同執筆をしている本学教職員以外の者
- (5) その他、編集委員会が適当と認めた者

### 3. 投稿内容

人文科学に関する未発表のものとし、その種類は次の通りとする。

- (1) 原著論文
- (2) その他、編集委員会が適当と認めたもの

### 4. 原稿の分量及び様式

- (1) 原則として、和文原稿の場合は 400 字詰め原稿用紙で 100 枚以内、ワープロの場合はそれに相当する字数(文字サイズは 10 ポイント、40 字×40 行)とする。欧文原稿の場合は A 4 判の片面に周囲 3 cm の空白を残して 2 段送りタイプすることにし、50 枚以内とする。
- (2) 欧文、和文いずれの場合も、欧文の要旨を付けることとし、原則として 1 枚とする。
- (3) 図版や図表については、その大きさを最大で 1 ページ以内とし、枚数は最小限にとどめる。
- (4) 原稿一編の刷り上がりページ数は、本文、図版、図表等を含めて、原則として、和文原稿の場合は 35 ページ以内、欧文原稿の場合は 38 ページ以内とする。
- (5) 前項の制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り、編集委員会の承認を得て、受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。
- (6) 特殊な印刷のもの(カラー印刷など)は、原則として執筆者が負担するものとする。

### 5. 使用言語及び版組

和文または欧文とする。刷り上がりの大きさは B 5 判とし、横組の場合は横 1 段、縦組の場合は 2 段組とする。

### 6. 原稿の締め切り

原稿の締め切りは毎年 10 月 1 日午後 5 時とし、1 日が土・日曜・祝祭日等の休校のときは、休み明けの最初の日の午後 5 時とする。

### 7. 原稿の提出

- (1) 完成した原稿は 1 部のコピーを作り、計 2 部を小白川キャンパス事務部図書課総務担当へ提出する。このとき、受付日・時間を明記した受領書を受け取る。
- (2) 原稿はなるべくワープロで作成し、フロッピーディスクを添えて提出することが望ましい。

### 8. 論文等の審査及び掲載の可否

- (1) 編集委員会は原著論文については査読者に審査を依頼する。原著論文以外のものについては編集委員会が必要と認めた場合は同様に審査を依頼する。
- (2) 編集委員会は、審査の結果、必要ならば原稿の修正を求めることができる。
- (3) 編集委員会は、審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定し、これを小白川図書館長に報告する。

## 9. 校正

- (1) 校正は執筆者の責任において行い、原則として再校までとする。
- (2) 校正のため、校正刷りを執筆者の手元に置くことができる日数は最高で2日までとする。
- (3) 校正は誤字、脱字、誤植等の訂正に限るものとし、本文の大幅な変更(削除、挿入等)は原則として認めない。
- (4) 前項の規定にもかかわらず、大幅な訂正を必要とする場合は編集委員会の許可を得るものとし、その印刷に伴う経費は執筆者が負担する。

## 10. 掲載及び別刷りの経費

- (1) 掲載に要する経費は、制限内のページ数であれば、原則として無料とする。
- (2) 別刷り 70 部は原則として無料とする。
- (3) 出版に要する経費に不足を生じた場合は、執筆者負担とする。

## 11. 著作権利用の許諾

論文を投稿する者は、山形大学に対し、当該論文に関する著作権を設定する。

また、論文等は、すべて電子化し、図書館ホームページ及び機関リポジトリを通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。このため、論文を投稿する者は、山形大学に対し、当該論文に関する複製及び公衆送信を行うことを許諾するものとする。

### 附則

この投稿規程は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この投稿規程は平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

### 附則

この投稿規程は平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

### 附則

この投稿規程は平成 18 年 9 月 6 日から施行する。

### 附則

この投稿規程は平成 19 年 12 月 19 日から施行する。

### 附則

この投稿規程は平成 20 年 12 月 10 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

### 附則

この投稿規程は平成 20 年 12 月 10 日から施行し、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

### 附則

この投稿規程は平成 21 年 10 月 29 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

### 附則

この投稿規程は平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

### 附則

この投稿規程は平成 23 年 4 月 26 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

### 附則

この投稿規程は平成 24 年 7 月 5 日から施行する。